

## 杉の子保育園の利用資格に関するガイドライン

### 1. ガイドライン策定の趣旨

杉の子保育園は、教職員及び学生が教育・研究及び勉学と育児の両立にあたり、市区町村の認可保育園等では受入れが困難な場合や、緊急、一時的、断続的に保育を必要とする場合においても、安心して教育・研究及び勉学が続けられるよう支援することを主な目的としている。

本ガイドラインは、このような目的を果たせるよう、杉の子保育園の利用資格に関して定めるものである。

### 2. 利用対象者

大阪市立大学の教職員及び学生とする。

### 3. 教職員及び学生の範囲について

#### (1) 教員

- ・教授・准教授・講師・助教・特任教員・博士研究員・研究員・研究補佐員
- ・非常勤講師・日本語補講講師・法曹実務教員

#### (2) 職員

(1)に記載する教員以外で本学において勤務する者

#### (3) 学生等

- ・学部生・大学院生・研修生・科目等履修生・特別履修学生・特別研修学生
- ・客員研究員
- ・日本学術振興会特別研究員・その他本学で教育、研究活動を行う者

### 4. 対象乳幼児

生後 57 日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児

### 5. 保育の形態

(1) 月極保育 定員 20 名のうち原則 15 名まで

(2) 一日（半日）保育 定員に空きがある範囲内で実施(5 名程度は確保)

### 6. 保育園の利用対象となる事由

(1) 就労等の理由により長期に渡り保育を必要とする場合

(2) (1)以外の短期的な事由で保育を必要とする場合

- ① 緊急、一時的または断続的に保育が必要となる場合
- ② 入院や病気・怪我または心身の障がいにより家庭での保育を行うことが難しい場合
- ③ 家族等の介護・看護により、家庭での保育を行うことが難しい場合
- ④ 求職や就労のための職業訓練校への通学、又は大学等への就学により、家庭での保育を行うことが難しい場合
- ⑤ 妊娠に伴う出産準備や、妊娠により休養を必要とする場合
- ⑥ 育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するための私的理由により保育が出来

ない場合

- ⑦ 海外からの留学生や研究者等が本学に滞在している場合
- ⑧ 育児のために教育・研究及び勉学を続けることが困難な場合
- ⑨ その他、保育園の利用が必要と認められる場合

## 7. 保育園の利用対象となる期間について

上記7.「保育園の利用対象となる事由」において対象となる事由が発生している期間又は日

ただし、利用は最長で小学校に就学する前年度の末日（3月31日）までとする。

## 8. 事由確認について

### (1) 月極保育

月極保育の利用を希望する場合は、申込み時に対象となる事由が確認できる書類の提出を求める。

- ・在職証明書(週勤務日数及び週時間数を明記したもの)・採用内定通知・障害者手帳・診断書・介護保険証・学生証
- ・事由書等（在職証明書及び事由書以外はコピーを提出）

### (2) 一日（半日）保育

一日（半日）保育は1日（半日）単位での利用となることから、利用対象となる事由が確認できる書類の提出は求めない。ただし、利用対象となる身分の確認を行うため、学生や客員研究員等については身分の証明をできるものを求める。

## 9. 入園の審査について

上記7.「保育園の利用対象となる事由」により保育園の月極保育の申込みを行った乳幼児が、予定枠を超えることとなり同時に入園出来ない場合は、別表「杉の子保育園入園選考基準」により入園の選考を行う。選考後、保護者面談の上、入園の承認を行う。

## 10. 月極保育の継続利用(更新)について

月極保育の入園日から当該年度の末日を超えて上記7.「保育園の利用対象となる事由」に該当することから、引き続き保育園の利用を希望する場合は、保育園の継続利用(更新)の手続きを行う。